

判決年月日	平成 1 8 年 6 月 2 8 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成17年（行ケ）10683号		
○ 1 審決の認定が第 1 次判決の拘束力に反するとされた事例 2 審決に当たって原告らに意見を述べる機会を与えなかったことが違法であるとされた事例			

（関連条文）

1 につき 行政事件訴訟法 3 3 条 1 項

2 につき 特許法 1 5 9 条 2 項，5 0 条

1 本件は，原告らが特許出願をしたところ，拒絶査定を受けたので，これを不服として審判請求をしたが，特許庁が請求不成立の審決をしたことから，その取消しを求めた事案である。

なお，上記審判請求については，特許庁が請求不成立の審決をし，これに対し知的財産高等裁判所が上記審決を取り消す判決（以下「第 1 次判決」という。）をしたことから，特許庁で再び審理されていたものである。

2 本判決は，次のとおり判断するなどして，審決の判断は，第 1 次判決の拘束力に反し，審判の手続において原告らに意見を述べる機会を与えなかった手続違反があるとして，審決を取り消したものである。

(1) 「本件審決は，刊行物 1 発明の IC カードを用いたシステムについて， IC カードの残高を読み取り，処理をした後に， IC カードに残高に書き戻すか， センターの残高ファイルから残高を読み込み，処理をした後に， IC カードに残高を書き込むか，のいずれであるかであると認定している。

しかし，第 1 次判決は，前記のとおり，「刊行物 1 の IC カードを銀行カードとして用いるのであれば， IC カードから『残額』を読み取り，出金後にこれを更新するという動作をしているものではないといわなければならない。」「銀行口座の真の残高を IC カードに記憶させることがあると認めることはできない。」と認定しており，刊行物 1 の IC カードから「残高」を読み取ったり，「(真の) 残高」を IC カードに記載することはない旨の認定をしているということができるから，本件審決の上記認定は， はもとより，も，第 1 次判決の認定に反するものといわざるを得ない。

したがって，本件審決における刊行物 1 発明の IC カードを用いたシステムについての上記認定は，第 1 次判決の上記認定と抵触し，同判決の拘束力に反するものであって，許されないものである。」

(2) 「本件審決の「判断その 2 」は，特開昭 6 3 - 7 9 1 7 0 号公報（甲 7 の 1 ）に記載された技術は，周知技術であるとして，これを本願発明を対比して，一致点，相違

点を認定し、相違点については、刊行物１に記載の技術に基づいて当業者が容易になし得たなどと判断したものである。

この判断は、本件審決書の記載によれば、特開昭６３－７９１７０号公報（甲７の１）に記載された技術を「周知技術」と称しているものの、その実質は、特開昭６３－７９１７０号公報（甲７の１）を主引用例とし、刊行物１を補助引用例として、本願発明について進歩性の判断をして、進歩性を否定したものと解される。そして、弁論の全趣旨によると、主引用例に当たる特開昭６３－７９１７０号公報（甲７の１）は、拒絶査定理由とはされていなかったものである上、これまで、審査、審判において、原告らに示されたことがなかったものであることが認められる。

そうすると、審判官は、本件審決の「判断その２」をするに当たっては、原告らに対し、拒絶理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならなかったものといえることができる。したがって、原告らに意見を述べる機会を与えることなくなされた本件審決の「判断その２」は、特許法１５９条２項で準用する同法５０条に違反するものであり、その程度は審決の結論に影響を及ぼす重大なものである。」